



アジア刑政通信

ASIA CRIME PREVENTION FOUNDATION

NO. **56**
2015
2 / 15

編集／発行人 公益財団法人 アジア刑政財団

〒107-0052 東京都港区赤坂3-11-14 赤坂ベルゴ1007号室 ☎ 03-3583-1790

手帳で発信「安全な国 日本」

文化功労者

絹谷幸二画「国際貢献カレンダー」2016 も発行



「上を向いて歩こう」を合唱する第17回汚職防止刑事司法支援研修の
参加者たち（2014年10月22日、東京・港区元赤坂の明治記念館で）

（24ページに関連記事）

巻頭言

安全は日本の誇り



会長 堺屋 太一

● 日本は安全・清潔・正確な国

日本は安全で清潔で正確な国です。私たちはこれこそ日本の最大の誇りと考えています。日本国民はもちろん、日本に来る観光客やビジネスマンは、等しく安全で清潔で正確な社会生活を営むことができます。

私たち「アジア刑政財団」では、このことを具体的な数字で世界の人々に知らせようと考えています。

目 次

巻頭言 「安全は日本の誇り」	会長・堺屋太一	2～3
手帳「安全な国 日本」今春に完成（予定）		4～5
講演特集「フィリピンでビジネスをするために」	比司法省・ガーニャ次長検事	6～16
経営法友会との合同講演会「民事没収・刑事没収と司法取引・和解」		17
米司法省資産没収・マネーロンダリング対策課検事	ジェニファー・ウォリス氏	
絹谷幸二理事 文化功労者に		18～19
国際貢献カレンダー 2016 年版も発行		
高倉健さんを偲んで	元富山刑務所長（現東京拘置所総務部長）景山城佳氏	20
高倉健さんの刑務所講演は敷田稔矯正局長時代に始まる		21
アジ研ニュース		22～23
アジ研所長就任挨拶	所長・山下輝年	
支部だより		24～32
東京みのる会/広島支部/千葉支部/大阪支部/長野支部/名古屋支部/横浜支部/期成会		
本部だより		33～35
支部実務者会議/汚職防止研修で意見交換会/主な海外活動/本部事務局から		
役員名簿/支部一覧/海外協力団体一覧▽編集後記		36～38
入会申込書		39

● 犯罪の少ない日本

日本は犯罪が少ない。殺人は年間 938 件、人口 10 万人当たり 0.7 件に過ぎません。これは先進国の中でも最少水準です。強盗、暴行、強姦など主要刑法犯の認知件数は年間 131 万件、アメリカに比べると 7 分の 1、人口当たりでも 3 分の 1 です。

一方、コソ泥や万引き、スリなどの窃盗は日本でも結構多くあります。特に 2004～05 年頃から身近で小さな路上犯罪対策にも力を入れたため認知件数が一時的に増えました。それでも諸外国に比べれば少なく、近年は減少傾向にあります。

しかも日本の窃盗のほとんどは万引きや自転車泥棒で、他人の家屋に侵入するコソ泥は少ないのです。家屋に侵入する侵入犯罪は住民に不安を与えます。それが少ない点でも日本は「安全で安心な国」なのです。

● 交通事故も最低水準

事故が少ない点でも日本は「安全な国」です。日本でも自動車交通が急に伸びた 1970 年代には交通事故が多発、「交通戦争」ともいわれました。

ところが以降漸減、21 世紀に入ってから急速に事故件数が減少しています。昨 2014 年の交通事故による死者は 4113 人にまで減りました。人口 10 万人当たりでも自動車保有台数当たりで見ても、世界最少の水準です。

その他の事故死では火災による焼死者数が目に付くのと、最近では山岳遭難が増えています。一方、労務中の事件死は大いに減少しています。

● 汚職の少ない日本

日本社会の清潔さを示すものに「汚職の少なさ」を上げることができます。旧共産圏や発展途上国では官僚や権力者への「謝礼」が一般化している国もありますが、日本ではそんな事例はほとんどありません。日本でも「ロッキード事件」が指摘された 1960 年代には年間千数百人が職権乱用や贈収賄の容疑で逮捕されていました。ところが昨年贈収賄容疑で逮捕されたのはたったの 11 人、それもごくごく軽微なものです。因みに中国では、汚職容疑で取り調べを受けた者が年間約 5 万人もいます。

● 正確無比の交通機関

日本は時間的にも正確です。

日本の新幹線では運転士が 15 秒単位のダイヤに従って運転し、1 分間の遅延でも「報告義務」があります。

鉄道に限らず、会議の開始から店舗の開店まで、日本では実に正確。ほとんど遅れることがありません。

先進国でも鉄道の遅延はよくあることです。欧米の鉄道は線路と車輛は別物との思想が強いので、道路の渋滞と鉄道の遅延には同じように考える発想が強いのです。

● 少ない警官・司法関係者

日本は「警察国家」ではありません。警察官、検察官の数は少ない方です。

日本の安全と清潔と正確は、国民全体が守って来た日本の伝統、それに近年の国民に植え付けられた諸習慣のせいです。このことをみな様もデータで確かめて下さい。

データでみる「安全な国 日本」

手帳作り 今春発行目指し急ピッチ

データでみる「安全な国 日本」の手帳づくりは、堺屋太一会長のアイデアだった。

「アジア刑政財団のスローガンは、『犯罪なき世界の繁栄』。その目的の実現のために、

もっと日本が安全・安心な国であることをPRしてもよい。財団の会員一人ひとりが、この手帳を持ち歩いて情報発信をしていく。財団の知名度アップにも有効なのではないか」。こんな考えだった。

そうこうしているうちに2020年東京五輪の開催が決まった。「おもてなし」が流行語になった。

「最高のおもてなしは、海外からのお客さまに、安心して日本を楽しんでいただくこと」。手帳づくりが、時代に沿っていることを確信した。

内容をどうするか。この検討に時間がかかった。四ツ谷三丁目の堺屋事務所、青山表参道の副理事長松尾邦弘事務所で何回も検討会を開いた。アジ研は 물론、犯罪白書を作成している法務省法務総合研究所にも協力を仰いだ。

現在、手帳づくりは最終段階を迎えている。今春の発行を目指して、一日も早く会員の皆さんのお手元に届けたいと作業を進めている。

手帳の内容

データでみる「安全な国 日本」は、156ミリの横×91ミリの縦の手帳判で、表紙の部分を除いて本文64ページ。随所に堺屋コラムを散りばめ、データをどう読むかを解説する。英文を併記する。

内容の構成は、以下の通りである。

第1章：犯罪

刑法犯の認知件数・検挙人員及び検挙率の推移▽国際比較・
主要な犯罪・殺人・窃盗▽都道府県別刑法犯の認知件数・
発生率・検挙率▽刑務所収容人員・国際比較

第2章：事故・災害・安全性

交通事故死者の推移▽国際比較
火災・水難・山岳遭難
交通定時制▽東海道新幹線の遅れ平均時分・国際線航空機
の定時到着率

第3章：社会規範・清潔

世界の汚職地図▽中国の汚職
「東京で財布を落としても戻ってきますよ」

第4章：治安・司法関係人員と予算

警察官の数・国際比較
検事・判事・弁護士数の国際比較
刑事裁判、訴追数と有罪率
保護司の数、女性比率▽更生保護女性会員▽BBS会員▽
協力雇用主
KOBAN
日本の治安関係支出額・GDP比・国際比較

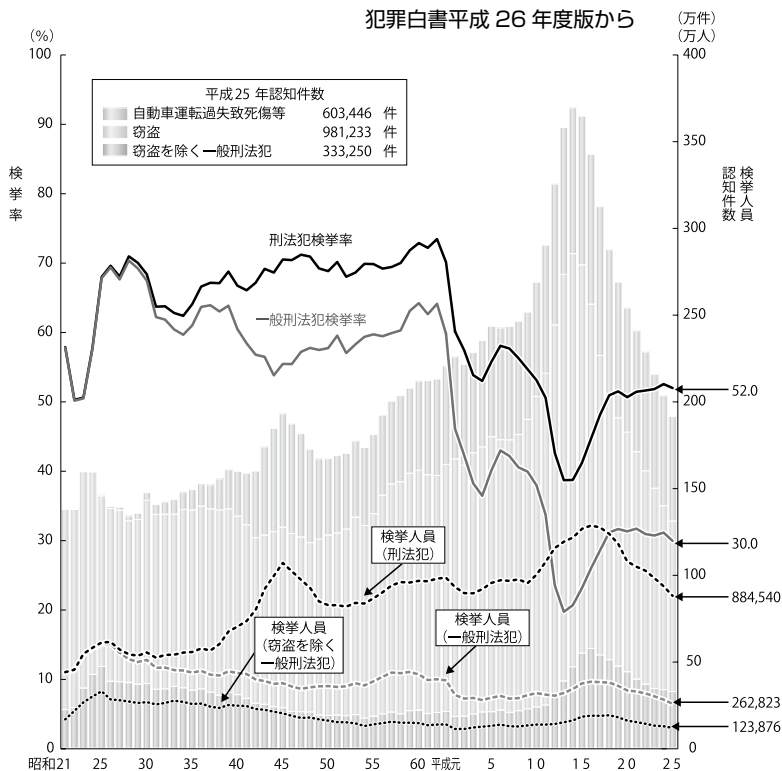
第5章：生活関連の国際比較の図表（厚生労働白書から）

寿命▽ジニ係数（所得分配の不等さを表す指数）▽失業
率▽自殺率

第6章：法支配の浸透

UNAFEI・ACPFの国際貢献

刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移



8%)。ピークの2002(平成14)年は369万3928件だったから半減したことになる。

刑法犯のうち窃盗が51.2%、自動車運転過失致死傷が31.5%を占め、それらを差し引いた一般刑法犯は33万2250件(前年比▲3.2%)。その検挙率は30.0%である。窃盗を除くと41.9%に跳ね上がる。

アジ研(UNAFEI)の国際研修は、法の支配と「犯罪なき繁栄」を実現させるために、1962(昭和37)年9月に始まった。開発途上国が対象で、すでに半世紀以上の実績がある。参加国は136カ国・

地域にのぼり、研修参加者は5000人を超えた。

アジア刑政財団(ACPF)は、アジ研の活動を支援するために1982(昭和57)年2月に設立された。国連NGOの認可を受け、現在は経済社会理事会(ECOSOC)のトップカテゴリー「総合諮問資格」(General Consultative Status)を持つ。

「犯罪なき世界の繁栄」。それに向けての国際貢献は、世界中の刑事司法関係者に認められている。日本国憲法の前文にうたう「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」に相応しい国際貢献であるが、日本国内での知名度はほとんどゼロといってよい。

データでみる「安全な国 日本」手帳の発行は、「知られざるアジア刑政財団」が世に問う一冊、そして「安全な国 日本」を世に知らせる簡便な一冊になろう。

(評議員・堤 哲)

おもてなし 〆手助け、の1冊に

「経済の発展と都市化に伴う犯罪の増加はやむを得ないこと」。かつてはこういわれた。

しかし、先進諸国はこれを克服してきているように思える。ことに日本の犯罪情勢は、この手帳に掲載されている統計等を見ていただくと、他の先進諸国に比べてきわめて良好であり、「安全な国日本」が具体的な数値でお解りいただける、と考えている。

「犯罪白書」平成26年版によると、2008年から2012年まで5年間の犯罪発生率(人口10万人当たり)は各国とも減少していて、イギリス71.7%、ついで日本の77.2%、アメリカ88.3%、フランス94.6%、ドイツ98.6%となっている。

日本の最新データ(2013年)では、刑法犯の認知件数は191万7929件(前年比▲5.

Doing Business in the Philippines

フィリピンでビジネスをするために

比司法省ガーニャ次長検事が講演

フィリピン
司法省次長検事
のガーニャさん
(SEVERINO H.
GAÑA, JR.) が
2014年9月13
日、ACPF 名古屋
支部が第158
回国際研修参加
者を招いて K K



フィリピン司法省
ガーニャ次長検事

R ホテル名古屋で開いた意見交換・歓迎懇談
会に先立って、講演をした。テーマは「フィ
リピンでビジネスをするために」(DOING
BUSINESS IN THE PHILIPPINES)。

ガーニャさんは「私は、フィリピンで法学
士を取得後、米国カリフォルニアのサンタク
ラ大学で商学士を取得しました。私は、フィ
リピンでは事業を展開し、会社を持ってお
ります(訳者注:フィリピンでは日本と異なり、
検察官が仕事を持つことが、一定条件の下で
許されている。)が、仕事の専門家ではない
と思います。しかしながら、ささやかながら
私の話が皆様に役立てればと思います。とい
うことで、フィリピンで仕事をする、と
いうお話です」と前置きして、日本の企業が
一番知りたいことを一問一答形式で、分かり
やすく話した。通訳をしたのは吉田弘之札幌
少年鑑別所長(名古屋支部参与)である。

以下は、講演の全文である。

Why invest in the Philippines?

なぜフィリピンで投資するのか

The Philippines prevails as the most
competitive foreign investment destination
among its neighboring Asian countries.

The Philippines outperformed other
countries such as China, Malaysia, Thailand,
India, Vietnam, Indonesia, and Myanmar
in a competitiveness survey conducted by
the Japan External Trade Organization
(JETRO). The country holds an advantage
on business environment and other key
factors in investment decision making such
as financial costs, sufficient and competent
labor supply, reasonable salary, and cheap
rental and land prices. Meanwhile, foreign
investors continued to remain positive
about the Philippine economy as new
investments continued to increase in 2014.

フィリピンはアジアの近隣諸国の中で最も
有力な投資先として知られています。フィリ
ピンは、他の国々、例えば、中国、マレーシ
ア、タイ、インド、ベトナム、インドネシ
ア、ミャンマーと比較して、日本海外貿易機
関(JETRO)により実施された投資先人気
調査において勝っています。ビジネス環境、
そして投資の意思決定を行う際のカギとなる
要因、すなわち、業務コスト、潤沢で競争力
のある労働力の供給、合理的な従業員給与、
安価な土地代及び借料において、優位を保っ
ています。同時に、外国の投資家はフィリ
ピン経済を好意的にとらえ、2014年におけ
る新規投資が増加し続けています。

In 2013 the Philippines gross domestic
product grew 7.2 percent despite the
impact of Typhoon Haiyan (Source :
World Bank Philippines Economic Update,
2014). Growth is projected at 6.6 percent
in 2014 and 6.9 percent in 2015 depending

on the speed and scope of post-Haiyan reconstruction program.

2013年、フィリピンの国内総生産は、ハイヤン台風の影響にもかかわらず、7.2%増となりました（出典：世界銀行フィリピン経済アップデート、2014）。ハイヤン台風後の復興計画の速さと規模を考慮し、経済成長率は2014年には6.5%、2015年には6.9%になると見込まれています。

The country is blessed with an educated, multi-cultural, bilingual and skilled labor force. The Philippines ranks third among business process outsourcing (BPO) destinations in terms of annual tertiary graduates, as well as graduates in finance and accounting or business and information technology (IT), according to the Commission on Higher Education. Filipinos' fast learning curves, strong customer service and loyalty are also reasons why many companies outsource to the country. In addition to its human resources, the Philippines also has an expatriate-friendly environment, numerous developed cities and a strong telecommunications network. Lower labor costs and support from both the public and private sectors also make the country desirable for outsourcing.

フィリピンは、教育を受け、多様な文化を持ち、バイリンガルで、技能もある労働力に恵まれています。高等教育委員会によれば、年間の大学卒業者並びに金融、会計、経営、情報科学技術（IT）履修者に対する海外からの業務委託（BPO）という点でフィリピンは3位に位置しています。フィリピン人は覚えが早く、顧客サービス及び忠誠心に篤い点も数多くの会社がフィリピンに委託する理由となっています。これら人材のほか、フィリピンは海外の方々にやさしい環境ばかりで

なく、多数の先進的都市と強力な通信網を持っています。より安価な労働費用と政府、産業界両面からの支援もまたフィリピンを委託先として望ましいものにしています。

Entertainment and recreation in the Philippines are unrivaled. Touted as the entertainment capital of Asia, the country offers numerous watering holes, bars, bistros and restaurants that cater to even the most eclectic of tastes from dining to music. The country's capital, Manila, has anarchic nightlife and daytime commerce, providing activities to keep one occupied from day to night.

フィリピンの娯楽及びレクリエーションに関しては右に出る国はないでしょう。アジアにおける娯楽の主要地域と謳われ、フィリピンは、数多くのリゾート、バー、ビストロ（大衆店）、レストランを展開し、食事から音楽にいたる選りすぐりの味わいを提供しています。首都マニラでは、昼夜を問わぬ開放的な営業を展開しており、皆様の心に響く活動を一日中提供しています。

Those who long to unwind and escape from the hustle and bustle of the daily grind may relax in spas that have sprouted all over Manila. Tourists and locals can indulge in a few hours of pampering from inexpensive day spas to high-end luxurious ones. Long weekends can be spent basking in the sunshine in beaches just a few hours' drive from Manila.

日々の御苦労の大変さから逃れ、解放されたい方々には、マニラ地域に湧き出す温泉で、おくつろぎになれます。観光客の皆様、地元の方々にも、安価な日帰り温泉から豪華なものまで含め、ゆったりと時間を過ごせます。マニラから2、3時間で到着する地域では、

長期滞在の方々が海岸で日光浴を楽しめるでしょう。

How does the Philippines define foreign corporations?

フィリピンでは、外国企業をどう定義していますか

Foreign corporations has been defined as one, which owes its existence to the laws of another state, and generally, has no legal existence within another state. Section 123 of the Corporation Code defines a foreign corporation as one formed, organized, and existing under any laws other than those of the Philippines and whose laws allow Filipino citizens and corporations to do business in the Philippines.

外国企業とは、定義上、外国の法律下でその存在が認められるものの、通常は、その国以外の国で法的には存在を認められていないものを言います。企業法 123 条の規定では、外国企業とは、フィリピンの法律以外の法律下で設立、組織化、存在化したものです。したがって、フィリピン国内法が適用される、フィリピン国内においてフィリピン国民及び企業が行う商法上の業務には関与できないとなります。

What is the general policy of the government for foreign investments?

外国からの投資に関し、フィリピン政府はどのような方針をお持ちですか

The Philippine government is encouraging foreign investors to invest in the country with businesses that will provide opportunities in employment, develop the productivity of resources, heighten the volume as well as the value of exports and provide the future development of the economy's foundation.

フィリピン政府は、外国の投資家の方々の経済投資を歓迎しています。雇用機会の提供、資源生産性の増強、経済の発展、輸出の増大、国家の経済基盤の整備に良い機会をいただけたらと思うからです。

Can a foreign company invest in the Philippines?

外国の会社はフィリピンで投資できますか

Yes. The Foreign Investment Act (FIA) (Republic Act No. 7042, 1991, amended by Republic Act No. 8179, 1996) liberalized the entry of foreign investment into the Philippines. Under the FIA, foreign investors are generally treated like their domestic counterparts and must register with the Securities and Exchange Commission (SEC) (in the case of a corporation or partnership) or with the Department of Trade and Industry's Bureau of Trade Regulation and Consumer Protection (in the case of a sole proprietorship).

はい。外国投資法 (FIA) (共和国法第 7042 号、1991 年、共和国修正法 8179 号、1996 年) は外国からのフィリピンに対する投資を自由化しました。現外国投資法下では、外国の投資家は、国内の投資家とほぼ同列に扱われます。当事者は、法人の場合、証券取引委員会 (SEC) への登録を、また、個人的業務の場合、交易規制消費者保護局内の交易産業部に、その登録を、しなければなりません。

What requirements must be complied with before a foreign corporation can do business in the Philippines?

外国企業がフィリピンで起業する上で何か必要なことはありますか

If the foreign corporation itself intends to do

business in the Philippines under its foreign charter, the foreign corporation must first secure a “License to do Business in the Philippines” from the Philippine Securities & Exchange Commission (SEC) . If the foreign corporation intends to do business in the Philippines by incorporating a Philippine company, the foreign corporation must first secure the approval of the SEC by filing its incorporation papers, together with authenticated copies of its foreign charter and by-laws.

もし、海外企業がフィリピンで委託関係で企業展開をされるとすれば、当該企業は、フィリピン証券取引委員会 (SEC) から “フィリピン国内における業務取引許可証” を取得せねばなりません。もし、海外企業が、フィリピン国内の会社を合併したいのであれば、海外国の真正の許可証、法令の写しを提出した上で SEC からの承認を得ることが第一段階になります。

What is the percentage of foreign equity allowed under the FIA?

外国投資法 (FIA) 下で外国の方々はどれだけ公正に扱われていますか

With the liberalization of the foreign investment law, 100% foreign equity may be allowed in all areas of investment except those reserved for Filipinos under the Philippine Constitution and existing laws.

外国投資法における自由化に伴い、100% の公平さが全ての投資領域で可能になると思います。ただし、フィリピン憲法と現行法令により、フィリピン国民にしか適用できない領域があります。

What are those businesses with foreign investment restrictions?

どんな仕事が、海外からの投資上、制約を受

けるのでしょうか

Within the 1991 Foreign Investment Act (FIA) there are two negative lists, also known as the “Foreign Investment Negative List” , which defines the foreign investments, which are limited or restricted by the Constitution and specific laws. (List will be given for ready reference)

1991 年の外国投資法 (FIA) に、2 つの非自由化表があります。これは、「外国投資非自由化表」として知られていますが、憲法及び関係法により限度が定められ、また制限がなされる外国からの投資を規定しています。(表は、すぐに閲覧できます。)

Can foreign corporations acquire or own land in the Philippines?

外国企業はフィリピンの土地を取得、所有できますか

Yes, provided the following requirements are met: (a) it must be a private land, which means any land of private ownership; and (b) the foreign equity in the corporation must not exceed forty percent (40%) .

はい。以下の要件を満たす必要があります。(a) 私有地であること、(b) 当該企業における外国株の割合が 40% 以下であること。

Can foreign corporations own real properties in the Philippines other than land?

外国企業は、フィリピンにおいて、土地以外に、不動産は所有できますか

Yes. Foreign corporations can acquire other immovable or real properties such as buildings and other improvements on the land, including condominium units.

はい。外国企業は、土地以外の不動産も取得できます。これには、建物、土地内の改修

物件、分譲住宅などがあります。

Are foreigners and foreign corporations allowed to lease lands in the Philippines?

フィリピンでは、外国人及び外国企業が土地を賃貸借することが許されていますか

Yes. Foreign investors investing in the Philippines can now lease private lands up to 75 years. Based on Republic Act. No. 7652, entitled "Investor's Lease Act", lease agreements may be entered into with Filipino landowners. Lease period is 50 years, renewable once for another 25 years. For tourism projects, the lease shall be limited to projects with an investment of not less than US\$ 5 Million, 70% of which shall be infused in said project within 3 years from signing of the lease contract.

はい。外国の投資家は、フィリピンで投資する場合、現在では、75年間までなら、当該所有地を賃貸借することができるようになっています。共和国法第7652号「投資家賃貸借法」では、賃貸借契約はフィリピン国民の土地所有者に対し有効です。賃貸借期間は50年間で、その後1回25年間の更新が認められています。観光業関係では、賃貸借に制限が設けられ、500万米ドル以上の投資は不可、賃貸借契約後3年以内に投資の70%が使用されなければなりません。

Can foreign corporations participate in bidding for projects by the Philippine Government?

外国企業はフィリピン政府が実施する入札に参加できますか

Yes. Under the "Government Procurement Reform Act of 2003", all procurement shall be done through competitive bidding, a method of procurement which is open to participation by any interested party.

はい。「2003年政府調達改革法」では、全ての調達を競争入札とすることとなりました。調達手続はどの希望者にも公開されています。

What are other incentives available for foreign corporations/investors?

外国企業や投資家にとって、ほかに魅力はありますか

Qualified enterprises are entitled to the incentives under the Board of Investment (BOI), this includes but no limited to tax incentives with additional tax and duty exemption on importations of raw materials, capital equipment and other merchandise that are essential to its operations.

投資評議会(BOI)から認証を受けた場合、奨励策の恩恵にあずかれます。業務の根幹をなす、原材料輸入、資本設備、業務遂行に関し、消費税にとどまらず他の減免措置を得られる資格ができます。

Companies that are register and located within an area under the Philippine Economic Zone Authority (PEZA) are entitled to various tax incentives and other advantages such as exemption from wharfage dues, export tax, impost, or fee and employment of foreign nationals in executive, supervisory, technical and advisory positions.

フィリピン経済圏局(PEZA)下にあり、登録を受けた会社は、埠頭手数料、輸出税、輸入税、外国人の雇用に関する運用、指導、技術的かつ援護的業務及びその費用に対して税制上の報奨及び利得を受ける権利があります。

Qualified foreign investors, his wife and unmarried children may be given Special

Investor's Residence Visa (SIRV) .

認証を得た外国人投資家、その妻、その子供たち（親が、結婚していなくても）は、特例投資者国内滞在許可証（SIRV）を得られる場合があります。

Under the Japanese-Philippines Economic Benefits Agreement (JPEPA) , Japanese investors in the Philippines would be accorded the same privileges and rights as Filipino investors in economic sectors where they are allowed and vice-versa.

日本フィリピン経済連携協定 (JPEAP) 下では、日本人投資家がフィリピンにおいて、フィリピン国民投資家が行う経済活動と同様の特典と権利が保証されるとされました。

PHILIPPINE LAWS related to business

事業に関するフィリピンの法律

What is the source of anti-corruption laws/regulations in relation to gifts and entertainment in the Philippines?

フィリピンでの汚職防止に関して、贈り物や接待に関係して存在する法律や規定の根拠は何ですか

The anti-corruption laws in the Philippines are primarily the Revised Penal Code (the "Act No. 3815" or "RPC") , the Anti-Graft and Corrupt Practices Act (the "Republic Act No. 3019") , the Code of Conduct and Ethical Standards for Public Officials and Employees (the "Republic Act No. 6713") , and the Anti-Plunder Act (the "Republic Act No. 7080") .

フィリピンの汚職防止法については、基本的なものとして、改正刑法（改正刑法第3815号）、汚職腐敗行為防止法（共和国法第3019号）、国家公務員及び被雇用職員に関す

る行動及び倫理基準法（共和国法第6713号）、及び略奪防止法（共和国法第7080号）があります。

Do the anti-corruption laws/regulations relate to the private sector or do they relate to the bribery of public individuals and/or bodies only?

汚職防止法等は、民間に関連していますか、あるいは、その法律は、国家公務員個人や関係機関のみに留まるのでしょうか

Laws relating to public sector bribery, extend also to private individuals. Article 212 of the RPC, on Corruption of Public Officials, pertains to an individual who makes an offer or gives a promise or gift to a public officer. The person liable may be a private individual or a fellow public officer. Moreover, if a private individual acts in conspiracy with a public officer in the commission of a crime, the former will also be held liable.

公務における汚職に関する法律は、個人に及びます。改正刑法第212条は、国家公務員の汚職に関する規定において、個人が、国家公務員に対し、契約及び贈り物を、持ちかけあるいは与える場合にも適用しています。個人には、同僚の公務員も含まれます。さらに、公務員と犯罪実行に関する共同謀議をした場合、個人はその責に問われます。

The laws of the Philippines do not expressly cover bribery of a private agent acting for a private company.

フィリピンの法律は、私企業が私企業に対して行う贈賄的行為に関し、明示的な指導をしていません。

Are there any additional requirements that apply to a bank/financial institution?

銀行若しくは金融機関に申請する上で何か必要な要件はありますか

The Anti-Money Laundering Act of 2001 (the “AMLA”) is particularly relevant to banks and other financial institutions. Under this law, in addition to requirements to identify the client and to keep records, banks and other financial institutions are required to report to the Anti-Money Laundering Council all covered and suspicious transactions (which may include a transaction believed to be involve in the proceeds of a corruption offence) within five working days from occurrence thereof, unless a longer period is prescribed.

資金洗浄対策法（AMLA、2001年）は銀行及び他の金融機関と特別の関連を持っています。その法律下では、銀行及び他の金融機関は、その顧客の身元を明らかにし、かつその記録を保管することが求められます。資金洗浄対策評議会に対しては、疑わしい取引を含め全取引（贈収賄犯罪の手續に関わると思料されるものを含む）の報告を、5日営業日以内（それ以上の期日規定が認められるものを除く）にすることとされています。

A covered transaction is “a transaction in cash or other equivalent monetary instrument involving a total amount in excess of PHP500,000 within one working day” , under Subsection 3 (b) AMLA.

取り扱い取引とは、1日における5千万フィリピンペソを超える現金及び当該相当処理と、資金洗浄法関連法令3（b）では、しています。

Are there any minimum exceptions to the anti-bribery legislation, in terms of gifts/value of service offered? What considerations will be taken into account

in determining the legality of the benefit?

贈り物や役務提供に関して、贈収賄防止法における例外事項は、なにか小さなものでもありますか

There are no minimum exceptions. There is no prescribed monetary threshold for the RPC and Republic Act No. 3019 to apply. The Court has been strict in deciding corruption cases such that so long as the act agreed to be performed or not to be performed is in the discharge of the public officer’ s legal duty or the receipt of gift or promise, is by reason of his office, the act is declared as a corrupt practice. The total cost or frequency is immaterial.

例外事項は何もありません。改正刑法、共和国法第3019号では、金銭面での免除事項を何も規定していません。裁判所は、贈収賄案件決定に関しこれまで厳しく扱っています。その行為が、公務員としての職務に関連して、作為あるいは不作為としてなされることを承認している場合、あるいは職権下で贈り物や御礼の約束を得る場合、その行為は汚職行為とされます。その額や回数は問題になりません。

Moreover, Presidential Decree No. 46 has made it punishable for any public official or employee to receive directly or indirectly any gift, present or other valuable thing on any occasion, including Christmas, when such gift, present or other valuable thing is given by reason of his public position. The throwing of parties or entertainments in honour of the public official, employee or his immediate relatives is included in the prohibition.

さらに、大統領令第46号では、公務員若しくは被雇用者が、直接的にであれ間接的にであれ、贈り物、お祝い品、高価な品物を、

クリスマスを含むどのような機会においても、受け取る場合、それらが公務員としての職権下でなされる場合、罰せられるとしています。公務員、被雇用者、その親族に対する宴席開催や接遇も禁止事項に含まれます。

What kinds of gifts/entertainment/advantages will be considered acceptable?

どのような贈り物、接遇、便宜供与は許されるのでしょうか

- ・Plaques of appreciation given to public officials or employees in recognition of acts done; and 公務員あるいは被雇用者に対する顕彰としての感謝盾、そして
- ・ simple tokens of gratitude or friendship given without the intention to corrupt the public officials or employees. 公務員あるいは被雇用者を腐敗に巻き込む意思のない感謝あるいは友好の証としての簡易な記念品です。

What kinds of gifts/entertainment/advantages will be considered unacceptable?

どのような贈答品、接待、便宜供与は許されないのでしょうか

- ・ Accepting money from anyone who has business with the office of the public official or employee; 公務員及び被雇用者と利害関係のある者から金銭を受け取ること
- ・ as a judge, accepting farm animals from a party to a case; 裁判官にあっては、裁判当事者から農場の家畜を受け取ること
- ・ accepting any gift, present, share, percentage, or benefit, for himself or for any other person, in connection with any contract or transaction between the government and any other party, wherein the public officer in his official capacity has to intervene under the law (Section 3 (b) ,

Republic Act No. 3019) ; 贈答品、贈り物、株、資産、あるいは利益で、それらが共和国法第 3019 号第 3 条 b 項に規定する国家公務員としての職権下に属する政府と当事者間の契約あるいは取引に関連してなされるものを受け取ること。

- ・ accepting any gift, present, or other pecuniary or material benefit, for himself or for another, from any person for whom the public officer, in any manner or capacity, has secured or obtained, or will secure or obtain, any government permit or licence, in consideration for the help given or to be given (Section 3 (c) , Republic Act No. 3019) ; and 贈答品、贈り物、金銭的あるいは有形の便宜を得て、国家公務員としての権限若しくは節度を超え、政府の許可、認可を与え、あるいは与える上での援助を提供し若しくは提供しようとする事。

- ・ accepting employment in a private enterprise which has pending official business with the public official or employee during pendency of transaction or within one year from his resignation from public office (Section 3 (d) , Republic Act No. 3019) .

(共和国法第 3019 号第 3 条 d 号) 国家公務員及び被雇用者が、現にその取引関係にある私企業に雇用されること、及び退職後 1 年以内にその私企業に就職すること。

Does the law cover gifts/entertainment/advantages which are given to spouses/relatives of a public official, and/or companies in which the public official is a director/shareholder? What is the position in respect of charitable contributions to the government and/or Non-Government Organizations (NGOs) ?

贈答品、接待、便宜許与が、公務員の配偶者

及び親族、また・あるいは、その公務員が社長や株主となっている会社になされる場合、その法律は何か規定していますか。政府や非政府機関（NGO）に対する慈善的寄付に関する立場はいかがですか

The law covers advantages received by spouses and other relatives. Section 4, Republic Act No. 3019 provides that “[i]t shall be unlawful for any person having family or close personal relation with any public official to capitalize or exploit or take advantage of [such] relation by directly or indirectly requesting or receiving any present, gift or material or pecuniary advantage from any other person having some business, transaction, application, request or contract with the government, in which such public official has to intervene.” Family relation shall include spouse or relatives by blood or marriage while “close personal relation” includes “close personal friendship, social and fraternal connections, and professional employment all giving rise to intimacy which assures free access to such public officer” .

その法律は、配偶者及び親族が受け取る便宜供与に関する規程を設けています。共和国法第 3019 号第 4 節は、違法行為として、公務員の家族若しくは近い関係にある何人も、その公務員が介在せねばならぬ政府との業務、取引、申請、要請、契約を有する他者から、いかなる贈り物、贈答品、物質的あるいは金銭的便宜供与を、直接的、間接的を問わず、要求し、あるいは受け取り、現金化し、搾取することとしています。家族関係には配偶者及び血縁若しくは姻戚関係にある親族が含まれます。近い人間関係には、親密な友人、社会的また兄弟的つながり、そして専門的雇用といった、当該公務員のところに自由に出入りできる保証のある親密さを醸成した

関係が含まれます。

Furthermore, Section 5 of the same law provides that “[i]t shall be unlawful for the spouse or for any [relative] of the President of the Philippines, the Vice-President of the Philippines, the President of the Senate, or the Speaker of the House of Representatives, to intervene, directly or indirectly, in any business, transaction, contract or application with the government” .

さらに、同法第 5 節では、フィリピンの大統領、副大統領、上院議長、下院議長の配偶者及びその親族は、政府と関わりのあるいかなる業務、取引、契約、申請に対して、介入することは、直接的であれ、間接的であれ、違法と規定しています。

With regard to gifts given to companies in which the public official is a director or shareholder, there is no specific provision under Philippine law. However, this may be construed as indirectly receiving gifts by the public official, punishable under Republic Act 3019.

公務員が社長を務めあるいは株主となっている会社に贈答品を送ることに關して、フィリピンの法律は特別な規程を置いていません。しかしながら、この行為が公務員により間接的であれ受け取られたものとなると、共和国法第 3019 号下では、処罰対象になります。

Charitable contributions to the government or NGO charities are acceptable under Philippine law. The donations should be given to the government authority itself, and not to public officials. These charitable contributions are properly accounted for by the government authority, at national or

local level.

慈善的寄付行為が政府若しくは非政府機関 (NGO) になされる場合、それらはフィリピンの法律下では受け入れられます。その寄付は、政府当局になされるべきもので、公務員個人になされてはなりません。それらの寄付行為は、国及び地方管轄の行政当局により適正に報告がなされます。

Are there any exemptions, for example: “grease payments” defined as payments made to procure “routine governmental action” that “does not involve an exercise of discretion” ; payments “that are legal in the country in which they are offered” ; and “reasonable and bona fide expenses directly relating to the promotion of products or services” ?

免責事項の質問です。「潤滑料」なるものは「政府の日常的な行為」しかもそれが「裁量権が及ばぬもの」を獲得する場合、あるいは、その国では「合法的とされ、求められる」費用、また、製品若しくはサービスの向上に直接的に関連する合理的かつ善意の費用は、支払っていいでしょうか

The only exception found in the law is when unsolicited gifts or presents of small or insignificant value are offered or given as mere ordinary token of gratitude or friendship, according to local customs or usage (Section 14, RA 3019) .

法律上の唯一の例外は、求められてもいない贈答品、贈り物が安価でさほど価値もなく、通常の感謝若しくは友好の証として、地方の慣例や慣習によりなされる場合です。

Where proper disclosure is made to the employer/public body concerning the details of the gift or event being offered, would that be sufficient to avoid

any potential liability under the relevant legislation? If so, what form should the disclosure take and what details should be included?

贈答品や接待を提供されることに関して、その詳細の適切な開示が事業主や公的機関になされる場合、関連法令では有責性（犯罪）の可能性を回避するのに十分ではありませんか。もし、そうであれば、どのような様式で、どのような詳細事項を、そこに掲載すればよいでしょうか

Proper disclosure will not prevent liability. The acts treated in RA 3019 are of the nature of a malum prohibitum; it is the commission of the act as defined by law, not the character or effect thereof, that determines whether or not the provision has been violated.

適正な開示でも、その有責性は免除されません。これらの行為は共和国法第 3019 号に基づく法定犯です。この行為は、その性質や影響からして本来的に犯罪であるというよりも、法律により規定されて初めて違反しているかどうかが決まるものです。

Do local laws/regulations have extra-territorial effect? Is bribery of foreign public officials prohibited?

地方の法や条例は国外犯に対する適用はお持ちですか。外国人公務員の贈収賄は禁止されていますか

Generally, criminal laws do not have extra-territorial application. However, an exception (under Article 2 (4) , RPC) applies when a public officer or employee commits an offence while abroad, in the exercise of his functions. Thus a public official accepting a bribe abroad would be liable under the RPC.

一般論では、刑法は国外犯に対する適用規

定がありません。しかしフィリピン刑法第2条第4項は、公務員若しくは被雇用者が、外国において、その権限を活用し犯罪を犯した場合の例外規定を設けています。それ故、外国で収賄を行う公務員は、フィリピン刑法下では犯罪に問われます。

The Philippines has not enacted a law punishing bribery of a foreign public official. What sanctions/sentences may be imposed?

フィリピンは外国人公務員に対する贈収賄に関して法律を制定していません。どのような制裁・刑期があるのでしょうか

The RPC and RA 3019 provide for imprisonment and/or fines ranging from six years and a month to 15 years, plus perpetual disqualification from public office, and confiscation or forfeiture to the government of any prohibited interest or unexplained wealth. The duration of the imprisonment and the amount of fine depends on the gravity of the crime committed. In accordance with Section 13, RA 3019, a public official or employee against whom any criminal prosecution under a valid information under RA 3019 or the RPC on bribery is pending in court, shall be suspended from office. Furthermore, he shall lose all retirement or gratuity benefits under any law should he be convicted by final judgment.

フィリピン刑法及び共和国法第3019号では、6年1月から15年までにわたる拘禁刑及び罰金の規定があります。さらに公職終身追放、禁止された利益あるいは説明できない財産の没収及び押収があります。拘禁期間と罰金額は、罪質により異なります。共和国法第3019号第13節では、共和国法若しくは刑法下で有効な訴状の下になされた裁判中の者

は、休職とされます。最終処分で、その者が、有罪となると、その公務員は、退職手当及び年金を受領できません。

Moreover, the courts in anti-money laundering cases may order forfeiture of any monetary instrument or property (Section 12 (a) , Anti-Money Laundering Act of 2001) .

さらに、裁判所は、資金洗浄対策法違反事件において、金銭的価値のあるものあるいは財産の没収を指揮することがあります（2001年資金洗浄対策法）。

Are there any stipulated codes against bribery which is similar to Anti-Bribery Covenant (ABC Model) in the Philippines?

フィリピンでは、汚職犯罪防止に関する腐敗対策合意文書（ABCモデル）のようなものがありますか

The ABC Model follows the formulation and adoption of anti-bribery agreements between the government and its prospective suppliers and/or contractors. The aim is to safeguard transparency and outlaw any form of bribery in all bidding procedures. Presently, the Philippine government has no existing agreement with any private corporation/enterprise against bribery and corruption.

ABCモデルというのは、政府及び契約機関及びその可能性がある将来の機関とが協定を締結する上での、汚職防止に関する協定を作成し、採択するものです。その狙いは、全ての入札手続きにおいて、透明性を確保し、いかなる汚職も招かない点にあります。フィリピン政府は、民間の企業や会社との関係で、汚職及び腐敗防止に関して関係協定を結んではいないというのが現状です。

米国における民事没収の制度について 米国司法省検事が講演

経営法友会との合同講演会

アジア刑政財団は、アジ研（国連アジア極東犯罪防止研修所）の協力を得て、経営法友会との合同講演会を平成26年10月24日に東京都千代田区一ツ橋の如水会館で開催した。

経営法友会は企業内の法務担当者によって組織されている専

門家集団で、会員数は1,000社を超えており、平成25年の10月にもアジア刑政財団と同様の合同講演会を開催している。

今回の講演者は米国司法省の資産没収・マネーロンダリング対策課の国際班に所属する検事のジェニファー・ウォリス氏で、同氏はアジ研が平成26年10月8日から11月12日まで実施した第17回汚職防止刑事司法支援研修（参加21カ国28人）の海外客員専門家として来日、同研修における3回に及ぶ講義の後にこの講演会となった。

ウォリス氏は大学時代には経済学を専攻したとのことで、米国司法省では幾多の著名な国際マネーロンダリング・資産没収、経済犯罪に携わって実績を挙げ、深い知識と経験を有している。

演題は「民事没収・刑事没収と司法取引・和解」であり、国際マネーロンダリングとの



ジェニファー・ウォリス検事（経営法友会講演）

関連での米国における民事没収・刑事没収と司法取引・和解の制度について、興味深い事例にも触れながら丁寧な解説が行われた。

没収については、我が国でも重い響きを持つものであり、特に民事没収の制度は我が国ではあまりなじみがないものだけに、これはもっぱら不法に取得されたカネ・モノ（金・物）の原状回復を目的とするものであり、ヒト（人）に対する制裁である刑事没収とは異なるものである、との主旨での詳しい説明に約80名の聴衆は熱心に耳を傾けていた。

経営法友会が手配してくれた通訳の逐次通訳もわかりやすく、質疑応答では米国における巨額の罰金事例や民事没収の米国外での適用、捜査共助などについても次々と質問が寄せられ、講演会終了後にも講演者の許に来て熱心に質問をする人もいて、関心の高さがうかがわれた。

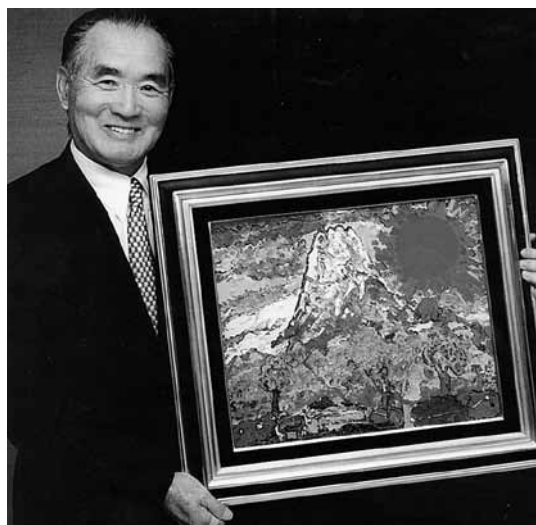
絹谷幸二先生 文化功労者お祝いの会 各界から多数の参加者で盛大に

絹谷ワールドは華やかだ。2015年の長嶋茂雄カレンダーに、2人で描いた富士山の絵がいきなり出てきたので、びっくりした(写真下)。

その絹谷幸二先生(70歳)が文化功労者に輝いたお祝いの会が1月23日、東京駅前の銀行倶楽部で開かれた。参加者約300人。アッキーこと安倍首相夫人の昭恵さん、エルガー作曲「愛のあいさつ」などを演奏したピアニストの仲道郁代さん、絵のお弟子さんである元宝塚スター・元参議院議員の松あきらさん、書家の矢萩春恵さん、日動画廊の長谷川智恵子さんなど。101歳の元文相・奥野誠亮さんら政財界のエライさんも多い。

発起人を代表して、同じ古希の武藤敏郎さん。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の事務総長。乾杯の音頭は、京都市立芸術大学長の建畠哲さん。

甘利明経済再生相が「国会議員在職25年の肖像画は絹谷先生に格安で描いていただき



絹谷先生との合作「新世紀生命富士」を手に長嶋茂雄さん＝2015長嶋茂雄カレンダー1月から



お礼のあいさつをする絹谷氏



左は孫から花束を受けて。左は宏美夫人

ました」と挨拶。駆け付けた亀井静香代議士と中締め音頭をとった。

当財団からは松尾邦弘副理事長。絹谷幸二賞を主催する毎日新聞社の朝比奈豊社長、元読売新聞社長の老川祥一最高顧問、産経新聞社の熊坂隆光社長の姿もあった。

絹谷さんはお礼の挨拶で「私の名前は幸二ですが、長男です。富士山を不二山と書くように、二つとないという意味なのです」と述べたあと、「鮮やかな赤色には、反対色の緑

安倍昭恵夫人と



仲道郁代さん



松あきらさん

を少し混ぜます。政治も同じだと思います。圧勝した自民党は、共産党や民主党の主張も少し取り入れる。そう安倍総理に言おうと思っていました」と身ぶり手ぶりで話した。

絹谷先生は、当財団理事、本部支部期成会名誉会長。財団が毎年制作して、国連をはじめアジア各国に贈っている「国際貢献カレンダー」（日本語版は協賛金@1500円で入手可能）に作品を提供していただいている。



矢萩春恵さん



長谷川智恵子さん

「国際貢献カレンダー2016」のお知らせ

絹谷幸二先生の明るく、力強い作品で好評な「国際貢献カレンダー」。1996年版を吉田左源二（1925～1999）作品で制作したのが始まりで、今回で21年目になる。1999年版から絹谷先生に変わって、18回目の制作だ。

財団のスローガン「犯罪なき繁栄」を日本語をはじめ、英語、北京語（中国）、韓国語、ベンガル語（バングラディッシュ）、シンハラ語（スリランカ）、マレー語（マレーシア）、ネパール語、ベトナム語、ビルマ語（ミャンマー）、タイ語、ウルドゥー語（パキスタン）、インドネシア語、タガログ語（フィリピン）、ヒンディー語（インド）の計15か国で作製。財団の海外協力団体などに贈っている。

例年通り「名入りカレンダー」の注文にも応じます。希望される方は、早めに申し込んで下さい。問い合わせは財団事務局（042・334・6639）へ。



2015年国内版表紙



海外版の表紙には「犯罪なき繁栄」を各言語で刷り込んだ

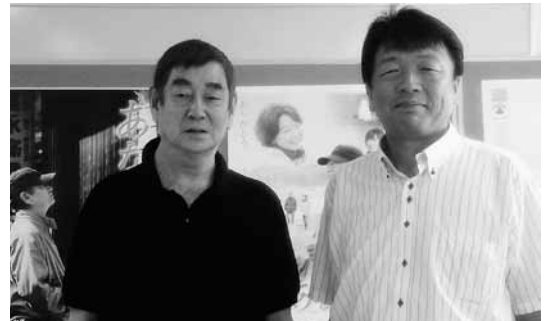
高倉健さんを偲んで

元富山刑務所長 景山 城佳
(現東京拘置所総務部長)

平成26年11月18日、高倉さんの訃報に接しました。高倉さん演じる刑務所の作業技官を主人公として、富山刑務所等で撮影され、平成24年8月に公開された映画「あなたへ」が遺作となってしまいました。富山刑務所での撮影は、その前年9月に行われており、私が富山刑務所に着任した平成24年4月にはすでに撮影は終了していましたが、映画が完成した後、富山刑務所の受刑者を激励したいと高倉さんから申し入れがあり、映画公開の翌日である平成24年8月26日、高倉さんによる富山刑務所受刑者への講演が実現しました。

講演の際に初めてお会いした高倉さんは、数々の映画の中で演じてきた役柄の寡黙なイメージとは程遠く、とても気さくでよくお話をする方でした。控室で高倉さんは、映画「あなたへ」の最後の場面での自身の台詞に「鳩を飛ばす」というのががあるが、これは刑務所の隠語と聞いたが本当かとの質問や、高校時代の同級生が以前矯正局長をされていたとのことで、そのころ局長の依頼で、ある刑務所の運動会に行ったことなど、刑務所にまつわるエピソードをいろいろお話してくれました。

講演の準備が整い会場に御案内すると、会場の受刑者から万雷の拍手で迎えられ、冒頭、高倉さんが「日本の俳優の中で、一番多く皆さんのユニホームを着ている俳優です。」と自己紹介すると、受刑者の緊張は一気に和み、その後は、映画「あなたへ」のテーマである人を思うことの大切さや、人と人との絆について、受刑者に熱く語りかけるようにお話されました。最後に、「一日でも早く、大切な人のところに帰ってあげてください。」と目に涙を浮かべながら語りかけると、会場は感



平成24年8月26日、富山刑務所での講演前に控室にて、映画「あなたへ」のポスターの前で

動に包まれ、受刑者も高倉さんの言葉に、一日も早い社会復帰を決意したことと思います。講演終了後には、高倉さんの御配慮により、受刑者に公開直後の映画を刑務所内で鑑賞させていただきました。映画会社の方のお話によれば、高倉さんからの依頼で受刑者の映画鑑賞が実現しましたが、公開直後の映画を関係者以外の方に無償で鑑賞させるのは、極めて異例とのことでした。

その他にも、高倉さんからは、映画撮影終了後には、受刑者に本を寄贈していただきましたが、講演後も、受刑者にサイン色紙をいただくなど、様々な形で社会復帰のための支援をしていただきました。そして、高倉さんの講演や映画「あなたへ」を通じて、矯正の業務をたくさんの人に広く知っていただく機会になりました。高倉さんからいただいた色紙は、今も富山刑務所の講堂に高倉さんの写真とともに飾られ、受刑者の社会復帰を見守っています。

「往く道は精進にして、忍びて終わり、悔いなし。」

高倉さんが亡くなる直前に書かれた手記の最後の言葉だそうです。この言葉に、高倉さんの人生観がにじみでています。

謹んで御冥福をお祈りいたします。

高倉健の刑務所での講演

敷田稔前理事長が矯正局長時代に依頼

高倉健の無二の親友は、アジア刑政財団の敷田稔前理事長（82歳）だった。旧制東筑中学校（現福岡県立東筑高校）の同級生。敷田稔著『犯罪なき繁栄をめざして—国際派検事の50年』（毎日新聞社刊）に詳しいが、列車通学の2人は、北九州の香月線香月駅（すでに廃線）から筑豊線経由で学校のある折尾駅まで、デッキに立って会話はすべて英語で通した。「相当なことまで英語で意思が通い合うようになった」という。

剛ちゃん（高倉健の本名は小田剛一）と稔さん。高倉健は「さん付け」で呼んだ。

2人はボクシング部とESS（英会話クラブ）をつくった。その記念写真が『犯罪なき繁栄をめざして』に掲載されている。「剛ちゃん

んが米軍司令官の息子と仲良くなってボクシングの練習用のグローブ（16オンス）を2組もらってきたんだ。最初は2人で練習をしていたが、親友を殴るのは気が引ける。で、相撲部やラグビー部の連中を引き入れて、ボクシング部をつくりました」「ESSをつくらうと言い出したのも剛ちゃんだった」

敗戦と同時に進駐軍がやってきた。旧制中学2年生だった2人は、戦時中の「鬼畜米英」はどこへやら、アメリカ人の生活に憧れ、ついにはアメリカへ密航まで計画した。

会話の勉強は、道行くGIに話しかけ、司令官などのハウスキーピングのアルバイト、それに映画だった。弁当持参で同じ映画を2回も3回も見た。

1950（昭和25）年3月、新制東筑高校を卒業、剛ちゃんは明治大学商学部、稔さんは九州大学法学部へ進学する。

高倉健の追悼番組で刑務所での講演が映し出された。健さんはこういった。「大切な人を思い出して一日も早くその人のもとに帰ってください」

刑務所講演の最初は「幸福の黄色いハンカチ」（1977年公開）のあと。刑務所を管轄する法務省矯正局長になっていた敷田さんが口説いたのだ。

読売新聞2014年12月4日夕刊の社会面トップ記事に、2人のことが書かれている。その記事の最後に、敷田さんの談話が載っている。

「ゴウちゃんはよく、失敗からどうやり直すかが大事だと話していた。罪を犯した人の役を何度も演じる中で、受刑者の社会復帰について真剣に考えていたのではないかと、亡き友の胸の内を推し量っている。



無二の親友・高倉健とのツーショットも掲載された（読売新聞2014年12月4日夕刊）



国際協力の原点へ——— 就任挨拶

国連アジア極東犯罪防止研修所所長

山下 輝年

再びの UNAFEI

2014年10月10日付けで UNAFEI に所長として戻って参りました。「戻る」と表現したのは、1995年から教官として3年間勤務した経験があるからです。16年ぶりとはいえ、UNAFEIの建物・雰囲気は変わらず、一気にタイムスリップした感じになりました。もちろん実際には職員も活動内容も変化しているのですが、そう感じさせないのは1962年から半世紀以上続く歴史と伝統のなせる技なのでしょう。

ACPFも同じです。メンバーの動きや公益財団への移行などの変化はありますが、顔見知りの方々が今でも大勢いらっしゃいます。その点では UNAFEI よりも変わっていないと言えます。私が検事になったのが1984年ですが、その2年前の1982年に ACPF 設立がされ、同じ年に UNAFEI の現建物が完成しています。このような関係性は、両者が手を携えて歩んできたことの象徴とも言えます。

今後とも良き関係を継続していきたいと思っています。

続いた ACPF との関係

さて、前回の UNAFEI 勤務後も ACPF にはお世話になってきました。

横浜地検勤務中は、ACPF 横浜支部の催しに司法修習生を連れて行って活動を紹介したことがあります。その後は民商事法分野の法整備支援で法務総合研究所国際協力部 (ICD)



アジ研第17回汚職防止刑事司法支援研修参加者との東京みのある会の意見交換会で挨拶する山下所長（2014年10月22日、明治記念館で）

に教官・部長として合計6年携わりました。勤務地は大阪であり、ACPF 大阪支部の行事への出席や、そのほかにも何かとお世話になったものです。

釧路地検検事正の時（2012年）、UNAFEI の50周年行事には休暇を取って出席し、ACPF 札幌支部の UNAFEI 研修生招待行事には深夜バス（ゼロ泊3日）で釧路から駆けつけました。

和歌山地検検事正の時（2014年）は ACPF 名古屋支部の支部招待行事にも勝手にお邪魔しました。

どの場面でも快く迎えてくださり、誠に感謝しております。かつて私は、アジア刑政通信 No.19（1999年5月発行）の「現場で活かせるアジ研教官体験」末尾で「アジ研職員は人事異動で変わっても ACPF の会員はさほど大きな変動はない（要旨）」とか「アジ研を離れてもアジ研と接点を持ち続けたいと

思っている人にとっては、ACPF はこれ以上ないほど役立つ組織でしょう」と書きました。この16年間のことを振り返ると、正にそこで書いたとおりの経過を辿ったことになります。

国際協力の原則

検事生活30年のうち国際協力分野での勤務は4回目・10年目になります。そうなる私なりの信条というものが出てきます。釈迦に説法かも知れませんが、その一端を御披露して挨拶代わりにいたします。

まずは「汗出せ 知恵出せ お金出せ」。

これを国際協力3原則と名付けていますが、実は前回のUNAFEI勤務当時の先輩、吉田弘之教官に教わりました。

その意味は、自ら動き回って努力しましょうということです（汗出せ）。

次に物事を進めるには工夫しましょう（知恵出せ）。

そして人が動くには金が必要です。「時は金なり」、お金は労働の対価でもあります。お金を出すということは、貴重な時間や労働の提供を意味し、立派な国際協力となるという意味です。

何も全部出せというわけではありません。どれか一つで良いから出しましょう。つまり、自分が出来ることを身近なところから始めるというのが、この三原則の意味です。

先輩からの受け売りでは進歩がありませんので、私なりに発展させて、この後に「笑顔を出して 心出せ」を加えるようにしています。したがって、国際協力5原則ということになります。

多様性が想像と創造を生む

UNAFEIは創設から半世紀が過ぎました。時代は急激に変化し、通信手段はエアメー

ル（航空便）からeメールとなり、往復書簡に2週間を要したものが瞬時となっています。変化に対応するには多様性が必要です。UNAFEIは警察・検察・裁判・矯正・保護・入管の職員で成り立っています。その活動はACPF・JICA・通訳人そして様々な民間ボランティアの方々の協力で支えられています。この多様性を活かして時代に対応していかなければなりません。

ACPF札幌支部主催の講演会で「人間は五十を過ぎると欠点に磨きがかかるんだそうです」と実に印象的な話をされたと伺っています。その真意は欠点もこれを知って臨めば長所になるということのようです。UNAFEIも歴史と伝統があるだけに、組織としての欠点に磨きがかからないよう、逆に長所にすることを肝に銘じたいと思います。

「知・好・楽」

ACPFの堀内国宏理事・事務局長が私の教官時代のUNAFEI所長でしたが、「人を楽しませるには、まず自分が楽しめ」というスタンスでした。そのまま紹介したのでは、芸がありません。そこで同様のことが論語に出てきますので、御紹介します。

知之者不如好之者

好之者不如楽之者

（これを知る者 これを好む者に如かず

これを好む者 これを楽しむ者に如かず）

知識や知恵は重要ですが、好きでやる者にはかなわない。真の仕事人というのは「好き」を超えて楽しんでいるという意味です。そういう域を目指したいと思います。

最後に、私の生年は国連加盟の1956年です。そこに縁を感じつつ、加盟演説のキーワード「東洋と西洋の架け橋」「唇齒輔車の関係」を原点として心に刻みつつ業務に当たりますので、皆様の御協力と御支援を賜りたいと存じます。

支部

だより

本部支部「東京みのる会」

「汚職防止は世界共通の課題」意見交換会開催

アジ研の第17回汚職防止刑事司法支援研修（2014年10月8日～11月12日）に参加している28人らを招いて東京みのる会（鈴木實会長）恒例の意見交換会が10月22日、東京港区の明治記念館で開かれた。

まず92歳の鈴木實会長が歓迎の挨拶、ついで新任の山下輝年アジ研所長が挨拶。横山佳夫理事が乾杯の音頭をとった。

参加国は、アフガニスタン、バングラデシュ、カンボジア、キルギス、モルディブ、モンゴル、ネパール、パキスタン、タジキスタン、東ティモール、ウズベキスタン、ベトナム、イエメン、インドネシアのアジア諸国だけでなく、アフリカからアルジェリア、南スーダン、チュニジア、ヨーロッパからウクライナ、オセアニアからサモア、地球の裏側南米からブラジルからと、計20か国22人。国内からの6人を合わせ計28人。講師として参加している米司法省犯罪財産没収・マネーロンダリング部国際課のジェニファー・ウォリス検事も出席した。

汚職防止は世界各国の悲願である。検事、判事、警察官らその道のエキスパートが研修を受けている。

意見交換会は、終始なごやかな雰囲気の中で行われ、日本語による自己紹介のあと、国内外からの参加者で「上を歩こう」を合唱した。それが表紙の写真である。

最後にサモアのマヌサモア・クリスティン・



挨拶をする鈴木会長



謝辞を述べるサモアのサーガさん

サーガさん（検事局企業部門部長）がお礼の挨拶をした。「汚職との闘いは世界共通の課題。汚職と闘うための方法を見出すことが出来ると確信している」と決意を述べた。通訳は石川貴司さん（東京地裁判事）が当たった。

中締めは、元アジ研所長の杉原弘泰理事。三本締めでお開きとなった。

アジ研からは森永太郎次長をはじめ教官、事務局員ら、財団本部から司会の堀内国宏事務局長、学術評議員で筑波大名誉教授の土本武司氏、高井新二審議役、



中締めの音頭をとる杉原理事

理事代理として村上久広氏ら、受付などのお手伝いにACPF事務局の市川美鈴、竹内陽子、市川滋乃さんが当たった。

東京みのる会からは鈴木会長の他、坪口隆（監事）、鈴木満、大熊重夫、今成艶子各会員が出席した。

（報告者：鈴木満）

支部

だより

広島支部

国際平和都市ヒロシマを伝える交流会

2014年11月5日、アジ研第17回汚職防止刑事司法支援研修に参加された、アジア・オセアニア・東ヨーロッパ・南米・中東・アフリカ地域20カ国及び国内参加者27名の研修員、5名の引率者・関係者、計32名のお客様をお迎えしての交流会が、リーガロイヤルホテル広島において開催されました。

交流会に先立ち、HIP（平和のためのヒロシマ通訳者グループ）代表の小倉桂子様が語り部となり、「被爆体験を語る」と題した講演会が行われました。希望者対象の講演にもかかわらず、研修員全員及び会員多数が聴講し、8歳のときのご自身及びご家族が被爆された小倉様の実体験談と平和への願いの強いメッセージにじっと耳を傾けているのが印象的でした。

講演終了後、研修員一行は、支部会員60名が待つ会場に盛大な



原爆語り部のひとコマ

拍手とともに入場し、おなじみの司会と通訳による、いつもの息の合った司会進行で交流会がスタートしました。

松村秀雄支部長代理及び田内正宏広島高検検事長の歓迎の挨拶の後、岩下新一郎アジ研教官による研修内容の説明に続き、登壇した研修員27名の紹介が行われ、堅苦しかった会場の雰囲気が一気に和やかなものになりました。

その後、カープ、サンフレッチェとともに広島を誇る“宝”の1つである、広島交響楽団の弦楽四重奏により、外国でも歌われている名曲「上を向いて歩こう」や今話題の「ア



研修参加者の紹介

ナと雪の女王」の主題歌“Let It Go～ありのままで～”、などが次々と演奏され、その心地良さに思わず口ずさむ研修員もおられました。

黒沢幸治副支部長代理によるユニークな乾杯挨拶のあと、歓談に移りました。今回事務局のはからいで、海外研修員20カ国の母国語で「こんにちは」「ありがとう」の言葉が書かれた紙が各テーブルに配布され、あちこちのテーブルで“Selamat Sore～スラマッソレ”（インドネシア語）のように、「こんにちは」から会話が始まり、お互いが打ち解け、楽しいひと時が過ぎて行きました。最後にアルジェリアのサーディ・ラーセンさんが心からの謝辞を述べられ、迫孝治副支部長代理の閉会の言葉でお開きとなり、研修員らは名残を惜しみながら会場を後にされました。

後日、事務局より、研修員や引率者の皆様から、「広島での交流会は大変印象に残るものだった」との感想が寄せられたことをお聞きし、もてなす側として大変嬉しく思いました。今後も諸外国の皆様との交流を深め、もっと広島を、もっと日本を知って頂き、相互に理解し合う努力を続けていくことが大切と感じました。

(広島支部副支部長会社マツダ(株) 浅田芳行)



千葉支部

15年ぶりに国際研修員をお迎え



千葉支部では、平成26年9月13日(土)に、第158回国際研修員4名とACPF本部の堀内事務局長をお迎えして、会員との交流・意見交換会を開催しました。当支部で国際研修員の皆様をお迎えするのは、平成11年以来実に15年ぶりとなりました。

今回招待した研修参加者は、アフガニスタン内務省刑事捜査部国境犯罪捜査特別班班長のファライドゥーン・オビディさん、モンゴル国家警察組織犯罪対策部捜査部門上席捜査官のエルデンダライ・ベガリさん、ミャンマー特別捜査局北部ミャンマー部門部長のアウン・ナイン・スイさん、ウズベキスタン最高裁判所カムザ地方裁判所判事のザファルベク・アブドゥバホビッチ・ナーマトブさんの4名で、千葉市幕張のホテルでハラルメニューの昼食をとり、千葉刑務所と八街少年院の2施設を訪問、視察して頂きました。その後、千葉市内のホテルポートプラザちばにおいて、会員との交流会を行いました。当支部早川会長の歓迎挨拶のあと、研修員の方々



上…記念撮影
左…記念品贈呈

に自己紹介を頂き、千葉地検渡邊検事正の乾杯の発声を合図に研修員と会員それぞれが意見交換を行いました。途中、琴の演奏など日本の文化にも触れていただきながら、楽しく和やかな雰囲気の中、お互いに交流を深めました。

翌日には、鴨川シーワールドを見学頂いたあと、東京湾アクアライン経由で対岸の川崎駅にお送りしてお別れしました。自国に海がないというウズベキスタンのザファさんらが鴨川の海に感激していただいていたのが非常に印象的でした。

研修生の皆様の今後ますますのご活躍を心よりお祈り申し上げます。(高橋啓人)

支部

だより

大阪支部

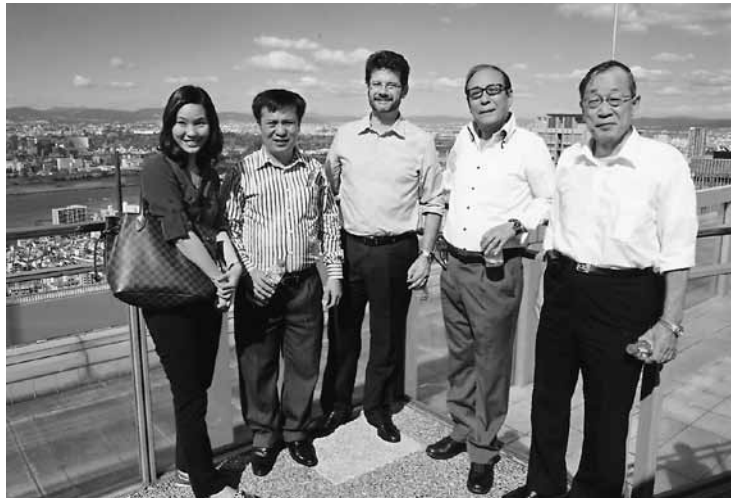
第 158 回国際研修員を招いて

平成 26 年 8 月 20 日から
9 月 26 日まで、国連アジア
極東犯罪防止研修所（ア
ジ研）で、主な研修テーマ
「迅速な裁判」で、来日し
ている 24 名の内

- ①ブラジルの連邦検察局サ
ンパウロ第 3 区検察庁検
事・アルバロ ルイス
デ マトス ステイップ
- ②タイの司法裁判所中央労
働裁判法廷判事兼秘書
官・スナート ハーン
ピアンボン
- ③ベトナムのハノイ検察大
学研究管理部部長・グェ
ン ダ ハイ

の 3 名が、9 月 13 日～14
日の 2 日間来阪した。新大
阪駅近くで自己紹介を兼ね
た昼食会後すぐに、恒例の
研究会を近畿大学法科大学
院において開催した。大学
院では、プレスリリースと
して、「外国人法曹との研
修会」開催を大々的に宣伝
しており、出席した大学院生も 30 名を超え
て、3 名の研修員は、それぞれ母国の刑事司
法についての、プレゼンテーションを行い、
参加した院生も、外国の司法制度が我が国の
それと大きく異なることを知るなど、教育効
果も大きなものがあつた。

その後、大阪支部の者と夕食を兼ねた交流
懇談会を催し、それぞれが有意義な大阪での
体験を得たことに対し、研修員代表から謝意



梅田スカイタワーからの展望を楽しんで



法善寺横丁で記念撮影

が述べられた。

翌日は早朝から、更生保護法人・和衷会に
赴き、施設の見学や施設長に対し熱心に質疑
をしていた。午後からは、道頓堀を散策し人
の多さに驚き、法善寺ではお地蔵に手を合わ
せ祈願していた。梅田スカイタワーでは、晴
天の下、360 度のパノラマを撮影し歓声を
あげていた。別れを惜しみつつ夕方の新幹線
で東京への帰路についた。（瀧・柏岡）

支部

だより

長野支部

意見交換・親善交歓会と信濃路散策

本年度もアジ研国際研修参加の研修員の皆様をお迎えいたしました。

来県した第158回アジ研国際研修参加の研修員は、ケニアの警察官マイケル・キメリ・サンさん、ラオスの裁判官ニョアヘル・シアイーさん、モルディブの検察官シャムラ・シャミームさん、ネパールの検察官シュリア・ラジ・ダハルさん、

タイの裁判官ビパット・ルジパペサナさんら5名と、引率いただいた府中刑務所教育専門官渡邊真也さんの合計6名。9月13日に長野市内の「ホテル国際21」で会員との意見交換・親善交歓会を開催し、翌14日には信濃路の散策を楽しんでいただきました。

一行は13日正午近く、長野新幹線にて長野駅に到着後直ちに同ホテルに到着したのですが、同ホテルのチャペル前で挙式直後の新郎新婦が写真撮影をしていたため、お願いして一緒に記念写真撮影となり、賑やかな始まりとなりました。

ホテルで昼食を済ませたあと、長野県庁内にある長野県警察本部へ移動し、通信司令室において「110番」の受理状況および指令状況等を見聞した後、長野中央警察署若松町交番を訪れ、交番所長から勤務体制、交番の役割等の説明を受けました。その後国宝「善光寺」に案内し、境内を散策したり、善光寺で有名な真つ暗闇のお戒壇巡りも経験していただきました。

善光寺からホテルに戻り、午後4時30分



記念撮影

から長野支部会員との歓迎式典・意見交換会が開催されました。

西村会長の歓迎の挨拶のあと、研修員の自己紹介を引率の渡邊さんの通訳により説明・発表がありました。

例年発表が長すぎて、前もって短い挨拶をお願いしていたのですが、本年は5名の研修員の発表となり、やはり例年並みに時間に追われ、活発な意見交換とまではいかないまま「日本人は時間に正確ですばらしい国です」という研修生からのお褒めの言葉を信じ、懇親会へと進んでしまいました。

懇親会場では、まず茶道石州流怡溪会（いけいかい）の宮澤氏の進行によりお手前を、解説を入れながら研修員・参加支部会員全員に薄茶を楽しんでいただいたあとパーティーへと移りました。

宴半ばにはビンゴゲームが行われ、参加者全員に記念品としての賞品が交付されるなどしてゲームを楽しんでいただきました。

終了間際には研修員の代表として、ケニアのマイケルさんからお礼の挨拶が述べられ、

最後は参加者全員が手をつないで大きな輪になり「ふるさと」を合唱し、万歳三唱にて閉会となりました。

翌14日午前8時半ころ、2台の車に分乗してホテルを出発し「川中島古戦場」、「松代城跡」など長野県北部の歴史跡を視察した後、松代町内の水澤ブドウ園を訪問し、最盛期の「巨峰」、「ロザリオブランコ」のブドウ狩りを楽しんでもいただき、再び長野市内に戻り、市内の浦野リンゴ園を訪問し、採りたてのリンゴを賞味していただくなどし、信州の秋の味覚を味わっていただきました。

その後、長野オリンピックでのスピードスケート会場であった「M（エム）ウェーブ」を見学し、長野駅近くのレストランにおいて昼食をとりつつ談笑し、その後長野駅までお送りしてお別れいたしました。

昼食を「信州のおそば」とも考えたのです

が、異国の地でそばアレルギーにでもなったら大変ということで、残念ながら見送りました。

研修参加者の皆様には慌ただしい2日間であつたと思いますが、食事はデリシャス！景色はビューティフル！の連発でありました。にこやかな笑顔で長野駅をあとにしていった研修員の姿がつい最近のことのように思います。

帰国後の研修員の皆様のご活躍を祈念いたしております。

併せて休日にもかかわらず、本件歓迎式典・意見交換会に参加して会を盛り上げてくださった会員の皆様、ボランティアとして活動してくださった皆様、ホテルや警察の関係者の皆様ありがとうございました。今後ますますのご活躍を祈念いたしております。

（事務局長・山田清）



名古屋支部

第158回国際研修員、客員専門家を迎えて

平成26年9月13日（土）第158回国際研修員ディオマンデ・マリアム・エプ・ジェレ（コートジボワール共和国法務人権人民自由省検事）▽スーバス・クマール・バットライ（ネパール連邦民主共和国司法省司法法制局次長）▽アヤズ・アフマッド・バロチ（パキスタン・イスラム共和国通信省国家高速自動車道警察国道25号（地域発展協力高速道）部長・首席警視）▽ビーラデジ・トリタサビット（タイ王国検事総長府国際局検事）▽客員専門家セヴェリーノH・ガーニャ・ジュニア（フィリピン共和国司法省次長検事）の5氏は、吉田弘之の札幌少年鑑別所長（当支部参与）に引率され、また赤根智子法務総合研究所長も同行され午前11時41分着「のぞみ221号」にて、来名された。



トヨタ産業技術記念館繊維機械館にて。

右端のワイシャツ姿がガーニャさん

タクシーに分乗し、トヨタグループ発祥の地である旧豊田紡織株式会社本社工場跡に残されていた赤煉瓦造りの建物を生かしてトヨタグループ16社が共同で設立したトヨタ産業技術記念館へ向い昼食の後、繊維機械館で紡ぐ・織る技術と繊維機械の移り変わりを、

また自動車館では自動車の仕組み・構成部品、トヨタの創業当時から現代に至る技術に興味深く見学されました。

K K R ホテル名古屋において午後 4 時 30 分から客員専門家のセヴェリーノ H・ガーニャ・ジュニアさんによる「フィリピンでビジネスをするということ」(別掲)と題した講演会(通訳:吉田弘之札幌少年鑑別所長)が開催され、河村検事長ほか多数の方が聴講された。



ガーニャさんの講演

引き続き、午後 5 時 30 分から意見交換・歓迎懇談会が開催され、研修員、客員専門家それぞれが自己紹介を兼ねて挨拶された。

田中清隆主幹からの歓迎の挨拶、記念品の贈呈があり、名古屋高等検察庁河村博検事長にご挨拶をいただき、名古屋地方検察庁長谷川充弘検事正の乾杯のご発声により懇談会が始まり参加者と和やかな交流の輪が広まり、



参加者全員で記念撮影

またカラオケでは参加者全員が「上を向いて歩こう」を大合唱するなどして、懇談会が大いに盛り上がりました。

終わりに研修員のタイ王国ビーラデジ・トリタサビットさんから心のこもった、そして感激を秘めた謝辞が述べられ、別れを惜しみながら閉宴となりました。

翌 14 日(日)は、ジャンボタクシーにて犬山市にある、世界の家屋と暮らしをテーマとした野外民族博物館リトルワールドへ。ここには、23 カ国、33 施設が、現地から移設されており一日で世界一周が体験できるが、当日は気温が 29 度ほどあり暑く、また連休のさなかでもあり家族連れなどでどこも大混雑し、昼食をとるのにも長い列ができ一苦勞しましたが、乗り降り自由の園内バスを利用して園内を見学し、研修員は、お国の建物などを見つけては懐かしそうに興味深く見入っていた。

次に木曽川沿いにある犬山城(白帝城)へ。ここは、天守が国宝指定された 4 城の一つであり姫路城、松本城、彦根城に並び現存する天守の中では最も古いと言われています。2004 年まで城主であった成瀬家が個人所有する文化財であったが、現在は公益財団法人に移譲され犬山市が管理をしている。

天守に登ると、眼下を流れる木曽川と美濃平野の眺望を楽しむことができ、長時間並んだことなど忘れてしまう 360 度の素晴らしい眺望に皆感動したようでした。

ガーニャさんは、離名までの時間、県内に住む日本の友人と別行動をとり、2 日間の日程を終え、別れを惜しみつつ午後 5 時 53 分発「のぞみ 38 号」で離名帰京された。

後日、研修員全員から丁重なる感謝の言葉が記載された色紙が届きました。

支部

だより

横浜支部

コンプライアンスの特別講演会を実施

横浜支部では、発足以来、3回目となる講演会を実施した。第1回目は、発足当時平成6年2月の板倉宏日本大学教授による「組織犯罪と組織体犯罪」、第2回目は、平成21年12月の松尾邦弘当財団副理事長による「汚職」、そして、平成26年10月7日(火)、第3回目の講演会が横浜崎陽軒本店会議室で開催された。

浜銀総合研究所の協力を得て、当財団の審議役渡邊・有田両講師による「コンプライアンス」に関する特別講演を実施し、平日の午後にも拘わらず約100名の参加者で会場は賑わっていた。主な参加者は、横浜地方検察庁から、検事正・公判部長・川崎支部長・小田原支部長、横浜刑務所所長など法執行者と、東京・横浜を基盤にする会社の法務担当者たちで、法令遵守に対する真摯な姿勢がうかがわれた。

講演会は、川島横浜支部主幹の司会、横山副会長による挨拶、相澤副会長によるACPFの説明と当財団への入会の勧誘で始まった。

第一部「コンプライアンスについて考える」の講師は渡邊一弘審議役(弁護士・元札幌高検検事長)で、企業経営にコンプライアンスが求められるようになった



講演する渡邊審議役

背景やリスクマネジメント等についてお話くださった。企業にとっては、コンプライアンス対策は、常に、リスク対策でもあり、内部統制の問題でもあるとのことだった。

第二部「コンプライアンスの実践について」



講演する有田審議役

の講師は有田知徳審議役(弁護士・元福岡高検検事長)で、オリンパス事件やベネッセの漏えい事件を取り上げ、又、マスコミ対応やその際の心得など、より具体的な内容となった。

両審議役の講演内容は、具現的且つ実践的でレジュメのある分かり易い講演であり、具体的対策を講じ得る積極的な方針を喚起する内容であり、1講演約50分ではあったが、凝縮された時間であった。講演会は赤津副会長の閉会挨拶で終了した。

講演後の意見交換会でも講師との歓談が行われた。平澤貞昭横浜支部会長の挨拶、松井巖横浜地方検察庁検事正による乾杯のご発声で交歓会が始まった。講演会の張り詰めた雰囲気から一転、出席者一同親しく意見交換が行われた。参加した会社の法務担当者らは、普段、話す機会がない法執行者らとの話に花が咲き、交歓会はあつという間に時間がたち、話が尽きないなか、中締を横山横浜支部副会長が行い、お開きとなった。

ある企業などは、今回の特別講演会の記事を社内報に掲載すると共に、JICAのODA事業における腐敗防止(再発防止策のさらなる強化)やJICA不正腐敗防止ガイダンスを20頁にわたって掲載し、社内報の半分を法令遵守に割いていたという。

今回の特別講演会の終了後、嬉しいことに1社の法人会員の入会があった。これも渡邊・有田両審議役のご努力の賜物と感謝しております。(横浜支部副会長 赤津武雄)

支部

だより

本部支部「期成会」

モンゴルのACPF会長来日、意見交換

モンゴル刑政財団会長のオドバイヤー元法相が来日、姉妹提携している本部支部期成会の鈴木仁会長、田久保健美副会長と財団本部の堀内国宏事務局長、大森晶夫事業部長らと2014年12月11日、東京都内のホテル和食店で懇談、意見を交換した。

期成会がモンゴル刑政財団と姉妹提携を結んだのは、2008(平成20)年8月26日。アジア刑政財団(ACPF)がモンゴルの首都ウランバートルの政府宮殿内で開いた第12回世界大会の席上だった。この世界大会では、モンゴルのエンフバヤル大統領(当時)が歓迎の挨拶を述べ、日本からも堺屋太一会長、敷田稔理事長(当時)、松尾邦弘副理事長をはじめ、各支部の会員ら約100人が参加した。



オドバイヤー会長(中央)と堀内事務局長(左) 鈴木期成会会長

姉妹提携の式典は、世界大会開会式のあと海外からの参加者、モンゴルの司法関係者ら250人が見守る中、大会議長を務めた敷田理事長を真ん中に、オドバイヤー法務大臣と期成会の鈴木会長が締結書にそれぞれサインをしたあと、3人でがっちり握手を交わした。この模様は現地のテレビニュースで報じられた。

その後、政権が交代したうえ、オドバイヤー



モンゴルのACPF会長を迎えて

会長が国会議員選挙で落選、姉妹関係締結に伴う実質的な交流はほとんど行われないうままになっていた。

オドバイヤー会長は、「次の選挙(2016年に予定)で議員にカムバック、日本との提携関係を深めていきたい」と約束。世界大会のときの思い出話や、期成会が毎年研修参加者を両国の国技館へ招待していることに関連してモンゴル力士が大活躍する大相撲の話などで盛り上がった。

絹谷幸二先生祝う会に参加

期成会の名誉会長でもある絹谷幸二先生(財団理事)の文化功労者を祝う会が1月23日に開かれたが、期成会からは田久保健美副会長と、名誉顧問の堤哲評議員が参加した。



松尾副理事長、絹谷名誉会長と田久保副会長(右)

期成会(会長:鈴木仁理事)は2002(平成14)年9月27日設立した本部支部で、発足した時に名誉会長に絹谷先生を迎えた。

本部**だより****平成 26 年度支部
実務担当者会議**

ベトナム研修の参加者との意見交換会・交流会が開催されました。

支部実務担当者会議

平成 26 年 12 月 9 日、アジ研のご協力を得て、平成 26 年度支部実務担当者会議がアジ研において開催されました。

公益財団法人に移行後の初めての会議であり、公益法人としての事業の充実とそのため
の財政基盤の確保等について真剣な意見が交
わされました。

(1) 出席者

本部 日野正晴理事長、松尾邦弘副理事長、
堀内国宏事務局長、堤哲評議員、新庄一
郎審議役、安田博延審議役、渡邊一弘審
議役、矢鳴信行総務部長、市川美鈴経
理部長、大森晶夫事業部長

支部 名古屋支部：天澤眞二、山口隼千
埼玉支部：野口國男
横浜支部：相澤正雄
長野支部：山田清
栃木支部：高久均
千葉支部：高橋啓人
日本橋会：川瀬達也
広島支部：吉田義誠

アジ研 山下輝年所長、森永太郎次長、岩
下新一郎教官、三尾有加子教官、廣瀬裕
亮教官、吉村幸司教官、田代晶子教官、
永井亨教官、安藤博光首席、埴田亮星統
括、生嶋直樹統括

(2) 議題

- ①公益財団法人としての事業に関する事項
- ②財団の現状と今後の財政運営・事業展開
等
- ③支部活動の充実・活発化を図るための方
策
- ④来年度の各支部が行う公益目的事業予定
及び各支部の来年度予算の策定方針につ
いて

(3) 会議の状況

会議の前半は、主に公益財団法人としての
事業に係る説明とその遂行を支える財政の基
盤強化について意見が交わされ、後半では会
員の減少化傾向を踏まえ、財団の事業が会員
にとって有意義なものとして捉えられ、結果、
会員の増加につながる事業の形態と内容の充
実が模索されました。

今後、本部では、会議の結果を踏まえて、
各支部から提出される資料等を基に平成 27
年度の事業計画及び予算書を作成し、来る 3
月 10 日に開催する理事会において、承認・
決議していただき、3 月末日までに、内閣府
に提出します。

意見交換会

財団関係者がアジ研に揃う貴重な機会を捉
えて、会議終了後の午後 6 時 20 分から、折
から実施されていたベトナム研修の参加者との
意見交換・交流会が開催されました。

意見交換会は、挨拶、乾杯の発声から終始
和やかに友好的雰囲気の中で行われました。

このような意見交換会のひとつひとつは、
東アジアの中で共に協力していかなければなら
ないベトナムと我が国の間を結ぶ蜘蛛の糸
にも及ばないささやかなものかもしれませんが、
その積み重ねにより、いずれ大きく実を
結ぶ日が来てもらいたいと願っております。

アジ研の汚職防止研修における 民間企業等との意見交換会



アジ研が実施した第17回汚職防止刑事司法支援研修の中で、2014年10月30日「日本企業の汚職・腐敗対策への取組」というテーマで、都内の法人賛助会員企業等の関係者と研修参加者との意見交換会が行われた＝写真。

研修参加者は、アフガニスタン、アルジェリア、バングラデシュ、ブラジル、カンボジア、インドネシア、キルギス、モルディブ、モンゴル、ネパール、パキスタン、南スーダン、サモア、タジキスタン、東ティモール、チュニジア、ウクライナ、ウズベキスタン、ベトナム、イエメン、日本の21か国の裁判官、検察官、警察官、汚職対策機関の職員ら。

当日は、午後3時からアジ研の国際会議室で、一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワークの名取事務局長が汚職・腐敗防止のみならず、人権、労働、環境といった課題も含めて、民間企業の積極的な取り組み・参画、関与を呼びかけている、国連グローバル・コンパクト活動の枠組みや日本企業による取組の現状等について講義。

続いて新日本有限責任監査法人の荒張氏

が、その豊富な国内外での経験や継続的な調査結果に基づく日本企業のコンプライアンスの現状や改善プログラムについて話した。

その後、質疑応答が活発に行われ、国連グローバル・コンパクト活動は民間企業にとってどのような意義があるのか、コンプライアンスの改善プログラムにおいてはどのような側面に優先的に人材投入すればよいのか、日本では政府や労働組合が民間企業の汚職・腐敗対策にどのように取り組んでいるのか、といった質問があったほか、研

修参加者からの求めに応じて、会員企業の方々からもそれぞれの企業における取組について丁寧に御紹介いただき、昨年と同様に、率直で有意義な意見交換の機会となりました。

意見交換会終了後、会員企業等の関係者にはアジ研内の参観をしていただき、その後、アジ研のカフェテリアで午後6時半から懇親会が行なわれました。

懇親会では、冒頭に、アジ研の山下所長から、国連でも汚職・腐敗防止に関する官民の協同の必要性が強調されており、この意見交換会をさらに充実発展させていきたい、との御挨拶があり、午後3時からの意見交換会では話が足りなかった事柄などについて、会員企業の関係者と研修参加者との間で更に話がはずんでいました。

事務局だより

今年もよろしくお願いいたします

会員の皆様明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願い申し上げます。

事務局の各職員は、皆平等に1つ齢を重ね

ました。

これから年度末を控え、事業、経理の各担当部長は、平成26年度の所管業務の仕上げと同27年度に向けた準備で忙しくなりますが、体力と知力、何より気力が持てばいいかと心配しています。

私も、1つ歳を重ねましたが利口になったとは到底思えません。少しずつ年相応に退化しているような感覚に捕らわれております。また、最近、元日の誓いと目標を成人式の日を待たずに言い訳と反省の弁に置き換えるのが恒例化していますが、今年も残念な結果に終わりました。このため、伴侶からは、来年という年が有ったら、不言実行とするようきつく指導を受けました。

今年は、羊の年ですので、より暖かく穏やかな年になるようにと願うところで、少しいい話をお届けします。

「税額控除が受けられます」

(1) 個人が一定の要件を満たす公益法人に寄附した場合、当該寄附金について、税額控除を受けることができます。

当財団も公益財団法人に移行したので、この制度の適用に係る証明を受けるべく内閣府に申請し、平成26年11月13日付をもって認められました。

(2) これまでは、個人が公益法人である当財団へ納めた賛助寄附には、所得控除が適用されていましたが、平成26年11月13日以降に納付した賛助寄附については、税額控除の対象となります。

控除の概略は次の(3)のとおりで、通常は税額控除が有利ですが、高額所得者については、所得控除が有利になる場合もありますので、確定申告に当たっては、寄附者(納税者)の選択で、所得控除と税額控除のどちらか一方の活用が認められます。

(3) 所得控除と税額控除の計算

①所得控除

控除額 = 寄附金額 - 2,000円

(寄附金額が所得額の40%を超えるときは、所得額の40%相当額を寄附金額とする)

納付税額 = (所得額 - 控除額) × 税率

②税額控除

控除額 = (寄附金額 - 2,000円) × 40%
(寄附金額が所得額の40%を超えるときは、所得額の40%相当額を寄附金額とする)

納付税額 = 所得税額 - 控除額

(控除額の上限は、所得税額の25%とする)

(総務部長・矢鳴信行)

＜主な海外関係活動＞

(平成26年8月から平成26年12月まで)

9月13日 国連アジア極東犯罪防止研修所の客員専門家として来日されたフィリピン刑政財団ガーニャ副会長(次長検事)と名古屋支部との意見交換会 日本・名古屋

10月6日～10日 第7回国連国際組織犯罪条約関係者会議 オーストリア・ウィーン ウィーン駐在代表レド弁護士出席

12月3日～5日 第57回国連麻薬委員会再召集会議 オーストリア・ウィーン ウィーン駐在代表レド弁護士出席

12月4日～5日 第23回国連犯罪防止刑事司法委員会再召集会議 オーストリア・ウィーン ウィーン駐在代表レド弁護士出席

12月11日 来日されたモンゴル刑政財団オドバヤー会長と期成会との意見交換会 日本・東京

編集後記

芸術の都ウィーン。元日の夜、ウィーン・フィルのニューイヤーコンサートを衛星中継で見えるようになって何年になるのだろうか。

「美しく青きドナウ」に心が洗われ、「ラデツキー行進曲」に元気をもらう。恥ずかしながら小学校の運動会で流れていた曲が「ラデツキー行進曲」だったことを、この放送で知った。

ACPF ウィーン駐在代表レド弁護士から届いたメールでの年賀状に、吉田左源二画伯の「鳳凰来儀」があった。当財団が国連 50 周年を記念して贈った日本画の大作である。

裏表紙を見てください。ウィーンの国連本部にある芸術作品を紹介した図録の表紙だ

が、「鳳凰来儀」は大ホールの目玉になっていることが分かる。

インターネットで検索すると、ウィーン観光のツアーに国連本部も入っている。観光客のために用意された図録なのだろう。「鳳凰来儀」に象徴されるように、UNAFEI（国連アジア極東犯罪防止研修所）と ACPF の国際貢献は、世界から評価されている。

ただ残念なことは、日本国内での知名度が低いことである。「鳳凰来儀」の脇に日本語の銘板も設置されているが、日本人観光客は「アジア刑政財団？」である。

ACPF の存在を多くの人に知ってもらいたい。今春発行予定の《データでみる「平和な国 日本」手帳》は、それが最大の狙いである。
(編集長・堤 哲／評議員)

公益財団法人アジア刑政財団 賛助会員入会申込書

入会年月日		平成 年 月 日	
個人 会 員	氏 名	ふりがな	
	住 所	〒	
		TEL ()	FAX ()
	勤 務 先	勤務先名	
		部署・役職	
		〒	
		TEL ()	FAX ()
送 付 先	※ご希望の送付先(会報等)に○をつけてください		
	勤務先	自宅	
法 人 会 員	会 社 名	ふりがな	
	代 表 者 名	ふりがな	
		役職・氏名	
	担 当 者 名	ふりがな	
		部署・役職	氏名
住 所	〒		
	TEL ()	FAX ()	

〈年会費〉

個人会員：1口 10,000円(1口以上)

法人会員：1口 100,000円(1口以上)

公益財団法人アジア刑政財団

本部事務局

〒183-0057 東京都府中市晴見町1-26

国連アジア極東犯罪防止研修所内

TEL：042-334-6639 FAX：042-334-3461



ウィーンの「鳳凰来儀」について

オーストリアのウィーンにある国連国際センターの円形大ロビーには、当アジア刑政財団が1996年に寄贈した故吉田左源二画伯（元東京芸術大学教授）の「鳳凰来儀」の大作が設置されている。

同センターの芸術作品を紹介する小冊子の表紙にも、この「鳳凰来儀」を中心とした円形大ロビーの写真が掲載されている。

この「鳳凰」は、地上に平和と正義が広がっているときに天上から舞い降りてくるとされており、新年の挨拶のメールにこの写真を添付して送付してくれた、当財団のウィーン駐在代表であるヨランタ・レッド弁護士からは、「この鳳凰を我々の世界に舞い降りさせましょう！」とのメッセージも寄せられている。



ASIA
CRIME
PREVENTION
FOUNDATION

国連NGOトップカテゴリー 世界の「犯罪なき繁栄」をめざして

- 公益財団法人
アジア刑政財団本部
- 事務局

〒107-0052 東京都港区赤坂3-11-14 赤坂ベルゴ1007号室
TEL 03-3583-1790 FAX 03-3583-1780

〒183-0057 東京都府中市晴見町1-26
国連アジア極東犯罪防止研修所内
TEL 042-334-6639 FAX 042-334-3461